

第1章 刑事手続きの概要

1 刑事訴訟法の目的

刑事訴訟法は、実体法である刑法を具体的に実現する手続を定めた手続法である。

刑事訴訟法の目的は、実体的真実の発見と適正手続の保障(憲 31 条)にある(法 1 条)。

2 当事者主義

当事者(検察官・被告人)に訴訟追行の主導権を委ね、裁判所は中立・公平な第三者としての判断者と位置づける刑事訴訟法の訴訟原理をいう。

現行刑法は、訴訟追行を当事者に委ねる当事者主義を採用している(248 条, 256 条 6 項, 298 条 1 項, 312 条 1 項)。

3 公判における当事者主義

(1) 訴訟主体としての被告人

黙秘権(憲 38 条 1 項, 法 311 条 1 項), 証人尋問権(憲 37 条 2 項, 法 304 条 2 項)。

(2) 訴訟追行の主体としての当事者

訴因制度(256 条 3 項, 312 条 1 項), 当事者の請求による証拠調べ(298 条 1 項), 証拠開示(299 条, 281 条の 3~281 条の 5, 316 条の 14~316 条の 20, 316 条の 25~316 条の 27)。

4 当事者主義の実質化

検察官には訴因の設定・変更の権限があり, 訴因の拘束力があるので裁判所は検察官の主張した訴因について審判しなければならない(最決平成 21・7・21 刑集 63 卷 6 号 762 頁)。